

流山市水防計画

平成28年3月

流 山 市

目 次

第1章 総 則.....	1
第1節 目 的.....	1
第2節 水防の責任等.....	1
1 市の責任.....	1
2 県の責任.....	1
3 市民の義務.....	1
4 国土交通大臣.....	1
〈参考資料〉.....	2
第3節 流山市防災会議.....	3
1 防災会議の職務.....	3
2 防災会議の組織.....	3
第4節 流山市水防計画.....	3
第5節 流山市の主な河川.....	4
第6節 安全配慮.....	5
第2章 水防組織.....	6
第1節 流山市水防本部の設置と配備体制.....	6
1 水防本部の設置.....	6
2 水防本部の設置場所.....	6
3 水防本部の解散.....	6
4 災害対策本部との関係.....	6
5 水防本部の配備体制.....	7
第2節 流山市水防本部の組織と構成.....	8
1 水防本部の組織系統.....	8
2 水防本部の事務分掌.....	9～11
第3節 流山市水防本部の連絡系統.....	12
1 連絡系統.....	12
2 通信・連絡.....	13
第4節 流山市水防訓練.....	13
1 実施の時期.....	13
2 実施地域.....	13
3 方法.....	13
第3章 洪水予報・水防警報.....	14

第1節	洪水予報及び水防警報の伝達系統	14
1	気象庁が単独で行う洪水予報の伝達系統	14
2	洪水予報・水防警報伝達系統概略図	14
	〈参考資料〉	15、16
第4章	情報の収集	17
第1節	水位・雨量の観測	17
1	雨量の観測通報	17
2	水位の観測通報	17
第2節	国・県・市・報道機関等が行う情報提供	18
第5章	水防活動	19
第1節	洪水・浸水（内水）ハザードマップ	19
第2節	巡視及び警戒	19
1	堤防の巡視における注意点	19
2	重要水防箇所	19
3	巡視結果の連絡	19
4	警戒区域の設定	20
第3節	河川工作物の操作	20
第4節	水防出動	20
第5節	水防標識	21
第6節	水防信号	22
第7節	水防施設、水防資器材	22
第8節	輸送	22
1	輸送車両の確保	22
2	優先通行	22
3	緊急通行	23
第9節	避難のための立ち退き	23
第10節	決壊の通報並びに決壊後の処置	23
1	決壊の通報	23
2	決壊後の処置	23
第11節	協力応援	23
1	応援体制	23
2	水防体制の強化	24
第12節	費用負担	24
第13節	公用負担	24

1	公用負担権限.....	24
2	公用負担権限委任証明書.....	25
3	公用負担の証票.....	25
4	損失補償.....	26
第 14 節 水防活動の解除.....		26
第 15 節 水防報告.....		26
1	緊急報告.....	26
2	水防てん末報告.....	27~30

第1章 総 則

第1節 目 的

本計画は、水防法に基づき、流山市における洪水・雨水出水による水害を警戒、防ぎよし、これによる被害を軽減する目的をもって、本市の各河川等に対して水防上必要な監視、警戒、予防、通信及び連絡、輸送、河川工作物の操作、水防に必要な器具・資材及び設備の整備運用、水防活動並びに水防管理団体間の協力・応援等についての実施大綱を示したものである。

なお、洪水には、地震による堤防の漏水、沈下等の場合を含んでいる。

第2節 水防の責任等

1 市の責任

市は、水防法第3条の規定に基づき、また、同法第4条による指定水防管理団体として、その区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

市長は、当該河川の計画規模相当の降雨により河川がはん濫した場合における浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、洪水予報等を定め、市民に周知するための印刷物の配布などの必要な措置を講じなければならない。（水防法第15条、以下、水防法は「法」と略す。）

本計画に定めない水防上の細目については、防災危機管理課、河川課においてこれを定め、水防活動に万全を期するものとする。

2 県の責任

県は、管下の水防管理団体が行う水防が十分行われるように指導及び確認すべき責任を有する。（法第3条の6）

3 市民の義務

市民は、常に気象状況、水防状況等に注意し、水害が予想される場合、自らの安全の確保を最優先とすると共に、地域で共に助け合い、進んで水防に協力しなければならない。

4 国土交通大臣

国土交通大臣が指定した洪水予報を行う河川については、当該河川の計画規模相当の降雨により河川がはん濫した場合における浸水想定区域を指定し、公表するものとする。

また、指定した河川について洪水により相当の損害を生ずるおそれがあると認められた時は水防警報を発し、関係機関に通知しなければならない。

＜参考資料＞ 指定水防管理団体の水防事務

- ア 水防組織の策定（法第 3 条）
- イ 水防団、消防団の整備（法第 5 条）
- ウ 水防倉庫、資器材の整備（法第 2 条第 6 項）
- エ 通信連絡系統の確立（法第 2 条第 6 項）
- オ 平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- カ 水防時における適正な水防活動の実施（法第 2 条第 6 項）
 - なお、主たる内容は次のとおりである。
 - (ア) 水防に要する費用の自己負担の確保
 - (イ) 消防団等の出動態勢の確保（法第 17 条）
 - (ウ) 通信網の操作・点検（法第 2 条第 6 項）
 - (エ) 水防資器材及び設備の整備及び運用（法第 2 条第 6 項）
 - (オ) 雨量、水位観測及び水位の監視・通報（法第 2 条第 6 項）
 - (カ) 農業用取水堰及び水閘門等の操作（法第 2 条第 6 項）
 - (キ) 堤防等決壊の通報並びに決壊後の措置（法第 25・26 条）
 - (ク) 水防上緊急に必要なあるときの土地の一時使用、資材の使用もしくは収用ならびに障害物等の処分（法第 28 条）
 - (ケ) 水防上やむを得ない場合の当該区域内居住者への水防活動従事の指示（法第 24 条）
 - (コ) 警察官の出動要請（法第 22 条）
 - (サ) 所轄の警察署長へ通知した上での避難のための立退きの指示（法第 29 条）
 - (シ) 自衛隊の出動要請（知事を経由）（災害対策基本法第 68 条の 2）
 - (ス) 水防管理団体相互の協力応援（法第 2 条第 6 項）
 - (セ) 水防解除の指示
 - (ソ) 水防てん末報告書の提出（法第 47 条）
- キ 都道府県の水防計画に応じた水防計画の作成及び見直し（法第 33 条）
- ク 水防団員数の確保（法第 35 条）
- ケ 毎年の水防訓練の実施（法第 32 条）
- コ 市は、洪水等による人的被害を解消するため、避難活動に資する情報伝達体制の確立と避難場所、避難経路の確保等について、地域防災計画への位置づけ（法第 15 条）
- サ 洪水等の災害情報を広く住民に周知するための洪水ハザードマップ作成・配布（法第 15 条）

第3節 流山市防災会議

1 防災会議の職務

防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ア 流山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- イ 流山市水防計画を調査審議すること。
- ウ 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- エ 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

2 防災会議の組織

市長が防災関係機関又は職員のうちから任命した委員をもって構成し、防災会議の会長は市長が務める。

防災会議の組織は、次のとおりである。

表 防災会議の組織

会 長	委 員
市 長	(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 2人
	(2) 千葉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 3人以内
	(3) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者 1人
	(4) 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1人
	(5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 4人以内
	(6) 教育長
	(7) 消防長及び消防団長
	(8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 2人以内
	(9) 公共的団体のうちから市長が任命する者 4人以内
	(10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 5人以内
	(11) 市民等 6人以内

《 資料-15 》

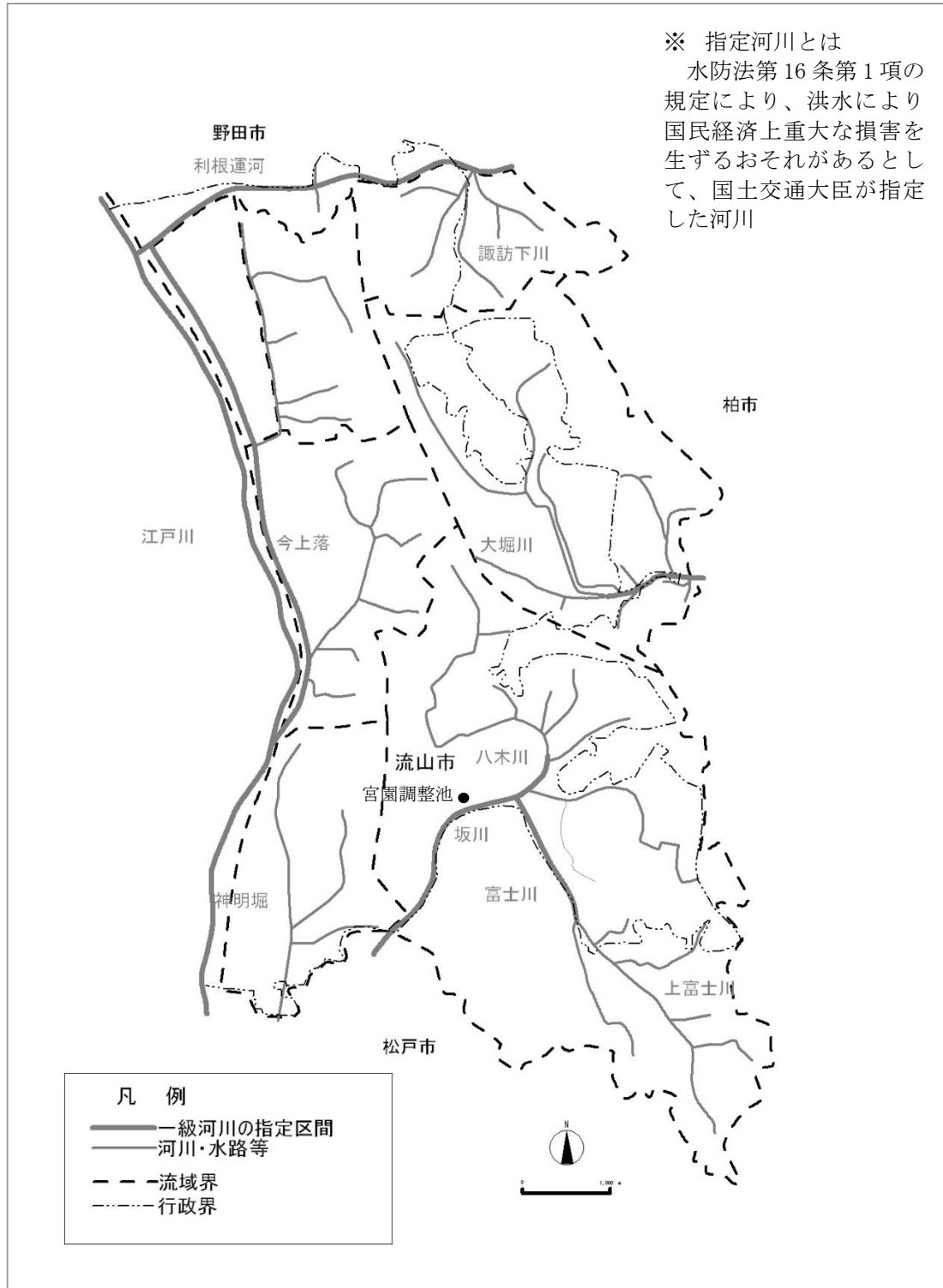
第4節 流山市水防計画

市は、県の水防計画に応じた水防計画を作成する。この際、防災会議に諮ると共に県知事に届け出るものとする。

また、水防計画を作成又は変更した時は、その要旨を公表する。(法第33条)

第5節 流山市の主な河川

- 指定河川 : 江戸川、利根運河、坂川
 その他河川 : 大堀川、今上落、富士川、上富士川、神明堀、諏訪下川、八木川、
 宮園調整池



第6節 安全配慮

洪水・雨水出水のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団自身の安全は確保しなければならない。

《水防団自身の安全確保のために配慮すべき事項》

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、携帯電話等が不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・水防活動は複数人で行う。

第2章 水防組織

第1節 流山市水防本部の設置と配備体制

1 水防本部の設置

次のいずれかに該当する場合であって水防管理者（市長）が水防の警戒体制を図る必要があると認めるとき、水防本部を設置する。

- ア 関係官署から水防に関する予報及び警報が発せられ、被害発生のおそれがあるとき。
- イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。

2 水防本部の設置場所

水防本部は、庁議室に設置する。ただし、必要に応じてその場所を変更することができる。

3 水防本部の解散

水防管理者は、次のいずれかに該当する場合、水防本部を解散する。

- ア 指定河川がはん濫注意水位以下に減水し、また雨水出水の危険のおそれが解消したとき。
- イ 県水防本部（東葛飾土木事務所）から水防解除指令を受けたとき。
- ウ 水防本部が災害対策本部に移行、吸収される場合の解散は、災害対策本部の指示による。

4 災害対策本部との関係

市長が災害対策本部を設置し、水防本部が災害対策本部に移行、吸収される場合の基準は次のとおりとする。

- ア 指定河川にはん濫危険情報が発表されたとき（避難勧告等の発令を判断）
- イ 洪水及び雨水出水により災害が発生した場合、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき

なお、上記イのように災害が発生した場合、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合には災害対策本部を設置するが、そこまで至らない場合で雨水出水により被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は水防本部を継続し、対策活動を実施するものである。

水防本部と災害対策本部の組織の対応関係については、後掲の「水防本部組織系統」に示す。

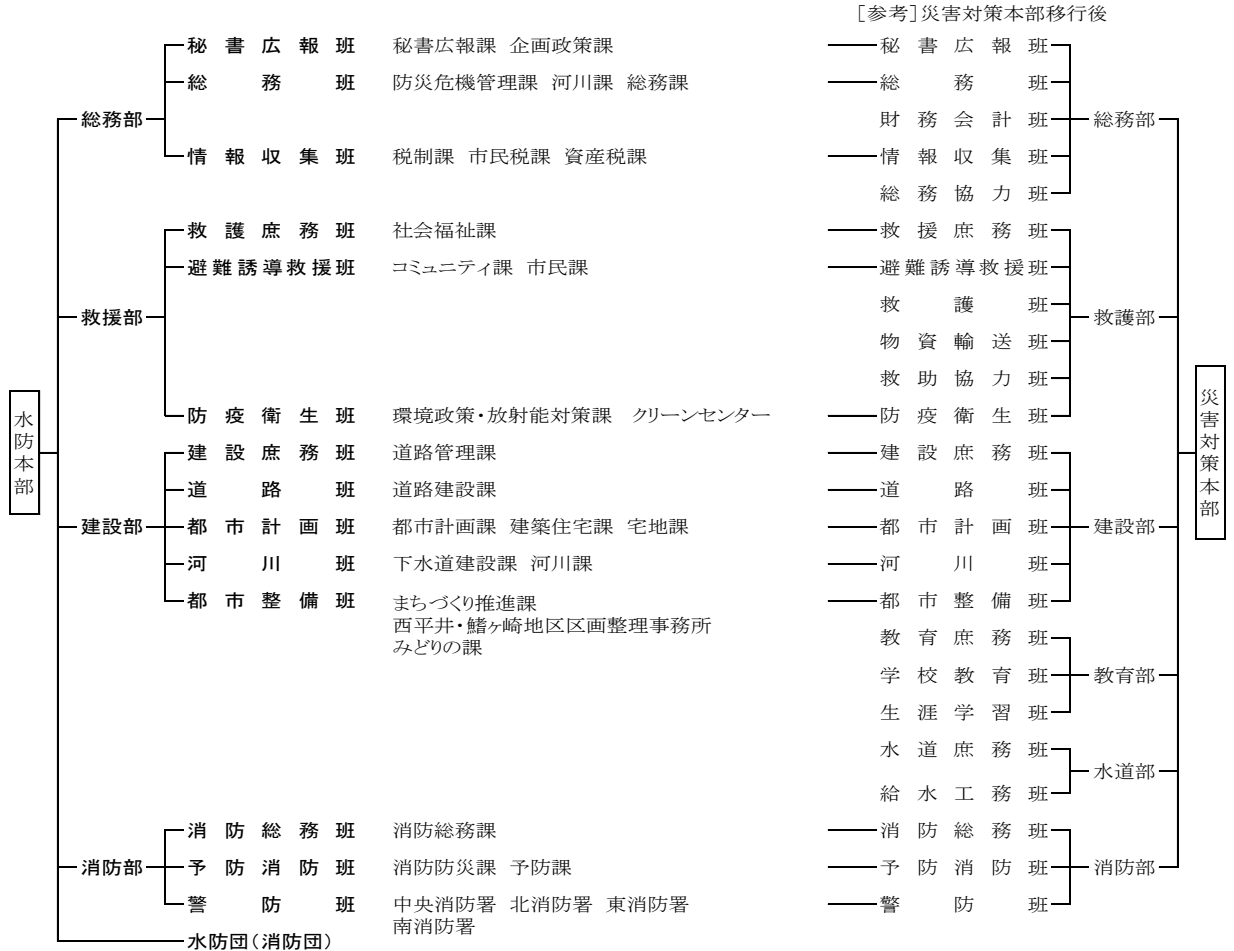
5 水防本部の配備体制

	配備基準	配備人員	主な水防事務及び水防活動
水防本部設置前 水防準備体制	ア 東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の1以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき (ア) 気象業務法に基づく予報 a. 大雨注意報 (イ) 水防団待機水位（指定河川）	防災危機管理課、河川課、道路管理課、消防防災課（水防4課）の課長及び職員数名	<ul style="list-style-type: none"> 水防に関する情報連絡を行う。 水防団は連絡・待機体制とする。
水防本部設置前 水防注意体制	ア 東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の1以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき (ア) 気象業務法に基づく予報 a. 大雨注意報 b. 洪水注意報 (イ) 水防法に基づく予報 a. 指定河川のはん濫注意情報	防災危機管理課、河川課、道路管理課、消防防災課、(水防4課)、道路建設課、下水道建設課の課長及び職員数名	<ul style="list-style-type: none"> 水防に関する情報連絡に必要な体制を確保する。 雨量、水位観測施設等を活用し雨量、水位情報を把握する。 テレビ、インターネット（「千葉県 防災ポータルサイト」、「防災気象情報」等）、FAXを活用し気象情報を把握する。 水防資器材を準備する。 水門、樋門、樋管等の施設管理者と連絡を取り、必要な対策（操作確認）を行う。 災害時の協力体制にある機関との連絡先を再確認する。 必要に応じて巡視を行い、異状の有無を河川課長に報告する。 水防団は第1次又は第2次出動体制に移る。 避難準備情報（要援護者避難情報）発令を判断する。
水防本部設置 水防警戒体制	ア 次の警報等の1以上が発表され、水防管理者（市長）が必要と認めたとき (ア) 気象業務法に基づく予報 a. 大雨警報 b. 洪水警報 (イ) 水防法に基づく予報 a. 指定河川のはん濫警戒情報 イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。	本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員 各公共施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> 「水防注意体制」による水防事務及び水防活動を続行する。 市道並びに重要水防区域の巡視を行い、異状の有無を水防本部に報告する。 水門、樋門、樋管等の操作・運転状況を確認する。 被害状況を調査し、水防本部及び県水防本部に報告する。 関係機関と協力して警戒配置につき、被害箇所の水防作業を実施する。 避難勧告等の発令を判断する。発令される場合は誘導を行う。 避難所開設の準備を行う。 水防団は第3次出動体制に移る。
水防本部を廃止し、災害対策本部へ移行	ア 次の予報が発表されたとき (ア) 水防法に基づく予報 a. 指定河川のはん濫危険情報 イ 洪水及び雨水出水により災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき		—

注) 1. 水防準備体制、水防注意体制の詳細な基準等については、「流山市水防活動実務マニュアル」による。

第2節 流山市水防本部の組織と構成

1 水防本部の組織系統



本部室構成

本部	本部長	市長
	副本部長	副市長
	指揮監	土木部長
	本部員	上下水道事業管理者
		総合政策部長
		総務部長
		財政部長
		市民生活部長
		健康福祉部長
		環境部長
		都市計画部長
都市整備部長		
消防長		
水防団長(消防団長)		

・その他本部長が必要と認めた者

2 水防本部の事務分掌

表 水防本部の編成及び本部の事務分掌

本部設置時の職名	平常時の職名	事務分掌
本部長	市長	水防本部の事務を総括する。
副本部長	副市長	本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。
指揮監	土木部長	本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、本部員を指揮監督する。
本部員	上下水道事業管理者 総合政策部長 総務部長 財政部長 市民生活部長 健康福祉部長 環境部長 都市計画部長 都市整備部長 消防長 水防団長（消防団長）	本部長、副本部長及び指揮監を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、班を指揮監督する。

- ・その他本部長が必要と認めた者

表 水防本部の編成及び各班の事務分掌(1/2)

部	班	事務分掌
【総務部】 ◎市民生活部長 ○総務部長 総合政策部長 財政部長	秘書広報班 ◎秘書広報課長 ○企画政策課長	1 本部及び副本部長の秘書に関する事 2 水防情報関係の広報に関する事 3 災害時の記録及び撮影に関する事 4 報道機関との連絡に関する事
	総務班 ◎防災危機管理課長 ○河川課長 総務課長	1 水防本部の設置及び本部室の運営に関する事 2 職員の動員配置及び労務供給に関する事 3 水防対策従事者名簿の作成に関する事 4 水防情報の総括及び報告に関する事 5 警報の伝達に関する事 6 避難準備情報に関する事 7 関係機関との連絡調整に関する事 8 各部各班との連絡調整に関する事 9 県・市防災行政無線の運用統制に関する事 10 部の庶務に関する事
	情報収集班 ◎税制課長 ○市民税課長 資産税課長	1 水防情報の収集及び伝達に関する事 2 被害の調査及び集計に関する事
【救援部】 ◎健康福祉部長 ○環境部長	救援庶務班 ◎社会福祉課長	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 福祉会館等の避難所開設協力に関する事 3 部の庶務に関する事
	避難誘導救援班 ◎コミュニティ課長 ○市民課長	1 避難誘導に関する事
	防疫衛生班 ◎環境政策・放射能対策課長 ○クリーンセンター所長	1 災害時の防疫及び消毒に関する事 2 災害時のし尿及びごみの処理に関する事
【建設部】 ◎都市計画部長 ○都市整備部長 上下水道事業管理者	建設庶務班 ◎道路管理課長	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 災害時の道路管理に関する事 3 障害物の除去に関する事 4 建設資機材の確保に関する事 5 建設団体等との連絡調整に関する事 6 部の庶務に関する事
	道路班 ◎道路建設課長	1 道路及び橋梁の巡視、応急修理及び復旧に関する事
	都市計画班 ◎都市計画課長 ○建築住宅課長 宅地課長	1 市営住宅の応急修理及び復旧に関する事

表 水防本部の編成及び各班の事務分掌(2/2)

部	班	事務分掌
【建設部】 ◎都市計画部長 ○都市整備部長 上下水道 事業管理者	河川班 ◎下水道建設課長 河川課長	1 水防技術に関すること。 2 河川及び下水道施設の巡視、応急修理及び復旧に関すること。 3 水門の監視及び操作に関すること。 4 樋管等閉鎖による内水のいっ水防止に関すること。 5 千葉県湛水防除事業流山排水機場の操作に関すること。
	都市整備班 ◎まちづくり推進課長 ○西平井・鱈ヶ崎地区 区画整理事務所長 みどりの課長	1 部内他班の協力に関すること。 2 交通規制に関すること。 3 交通安全対策に関すること。 4 交通機関等との連絡調整に関すること。
【消防部】 ◎消防長	消防総務班 ◎消防総務課長	1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 消防に係る関係機関との連絡に関すること。 3 水防資機材の調達に関すること。 4 消防本部及び消防署の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関すること。 5 部の庶務に関すること。
	予防消防班 ◎消防防災課長 ○予防課長	1 消防隊の総括運用及び指令に関すること。 2 水防情報の収集及び伝達に関すること。 3 雨量、水位等の観測及び報告に関すること。 4 消防職員及び消防団員の非常参集に関すること。 5 消防通信の統制運用に関すること。 6 消防の相互応援に関すること。
	警戒班 ◎中央消防署長 ○北消防署長 東消防署長 南消防署長	1 警戒区域の設定に関すること。 2 河川、堤防等の巡視、警戒、防ぎよに関すること。 3 水防工作に関すること。 4 避難に関すること。 5 現場広報に関すること。
【水防団】 (消防団) ◎水防団長(消防団長)		1 河川、堤防等の巡視、警戒及び水位の観測に関すること。 2 水防工作に関すること。 3 避難活動に関すること。

注) 1. ◎印は、各部の部長及び各班の班長とする。

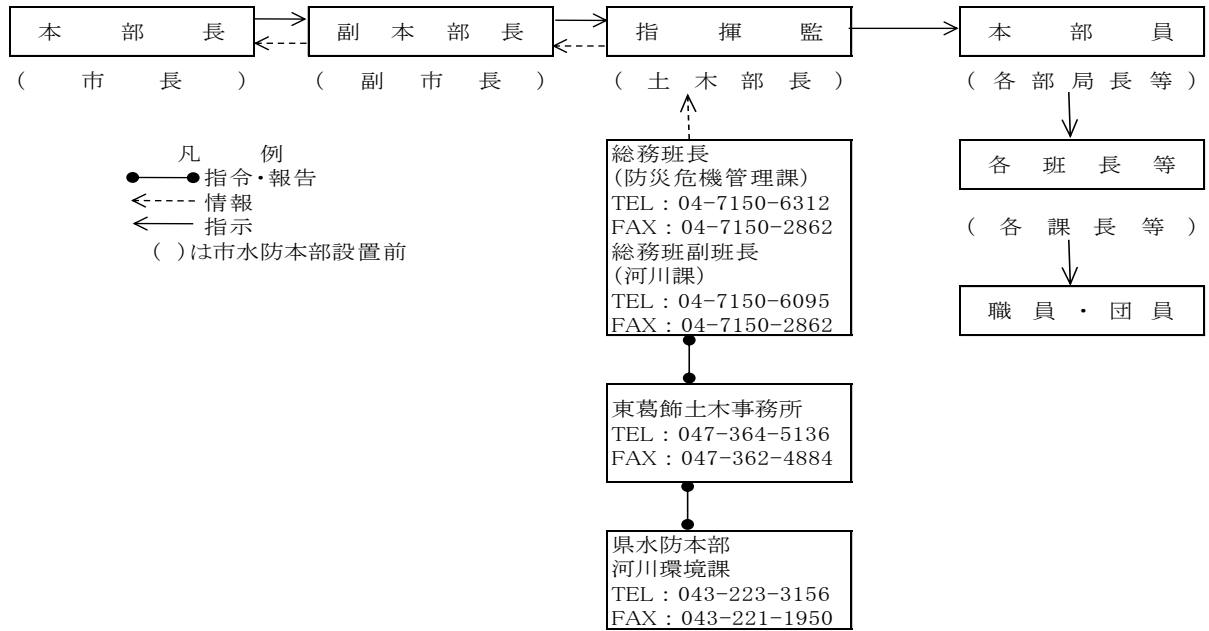
2. ○印は、各部の副部長及び各班の副班長とする。

3. 各班の所属職員は、班の欄に記載するそれぞれの課等の長が業務を掌理する課等に所属する職員とする。ただし、防災危機管理課の課長は、当該課の職員のうちから総務班及び避難誘導救援班に配置する職員を、河川課の課長は、当該課の職員のうちから総務班及び河川班に配置する職員をあらかじめ指定しておくものとする。

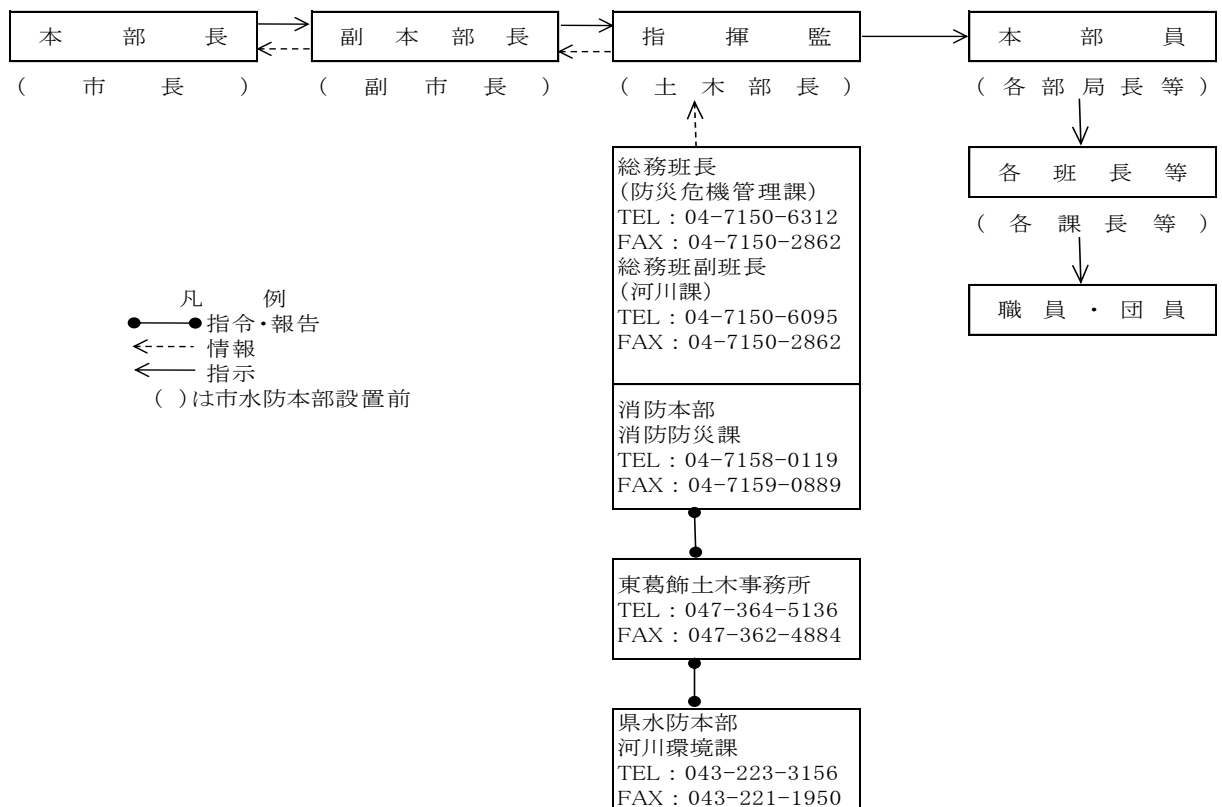
第3節 流山市水防本部の連絡系統

1 連絡系統

勤務時間内



勤務時間外



《 資料-9 》

2 通信・連絡

水防管理者、水防団長又は消防長は、水防上緊急を要する通信を行う場合、次に挙げる通信施設を使用することができる。(法第27条第2項)

水防関係機関の連絡先は資料編に示す。

ア 通信設備

- (ア) 一般加入電話施設
- (イ) 防災行政無線施設
- (ウ) 安心メール
- (エ) 県防災行政無線・県防災情報システム

イ 代替通信機能

- (ア) 一般加入電話における災害時優先電話
- (イ) 東日本電信電話(株)(NTT 東日本)の非常・緊急通話
- (ウ) 非常無線通信
- (エ) 他機関の通信設備
- (オ) 放送機能
- (カ) 使送による通信連絡

《 資料-8 》

第4節 流山市水防訓練

水害の防ぎよと避難者の安全確保を目的として、水防管理団体(市)は、水防計画に基づく水防活動を円滑に実施するための、訓練を実施する。

なお、江戸川において、東葛中部地区連合水防団が指定されているので、松戸市と合同で2年に1度水防演習を実施するものとする。

1 実施の時期

出水期前に実施する。

2 実施地域

洪水危険箇所及び雨水出水の常襲する地域を中心に実施する。

3 方法

必要に応じ、他の関連する訓練と併せて、関係機関が緊密な連絡をとり実施する。

なお、東葛中部地区連合水防団における水防訓練では、松戸市長・流山市長が交互に統監して実施するものとする。

第3章 洪水予報・水防警報

第1節 洪水予報及び水防警報の伝達系統

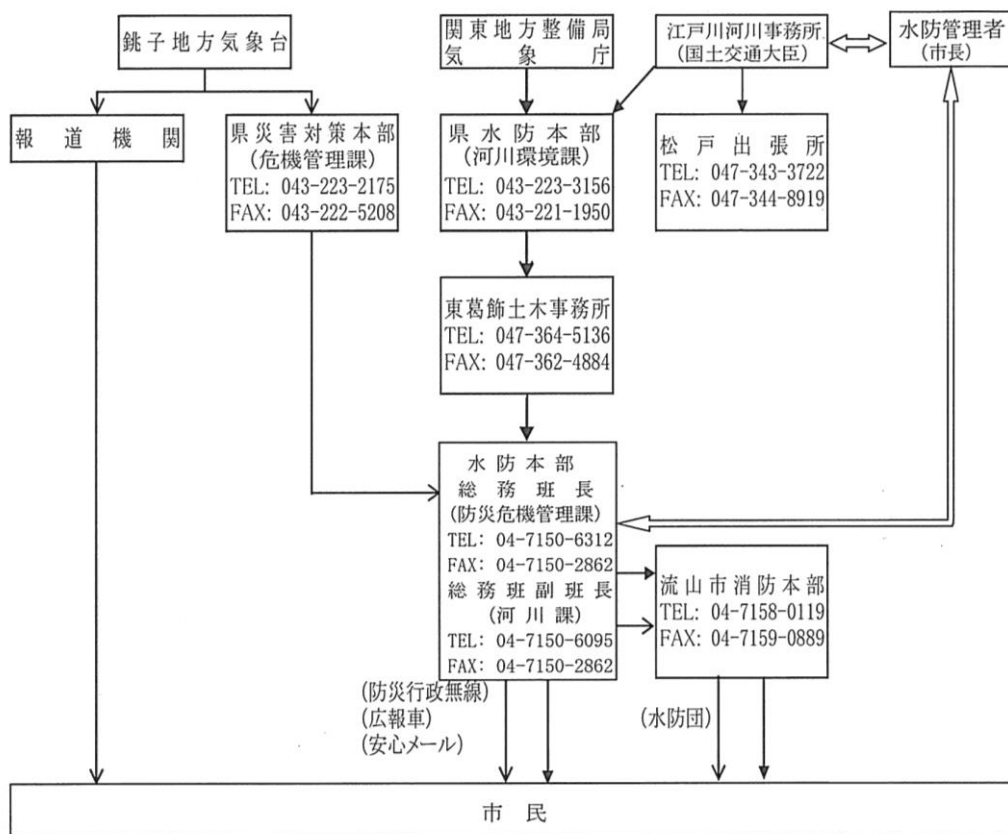
国の機関が行う洪水予報及び水防警報の伝達系統を示す。

1 気象庁が単独で行う洪水予報の伝達系統

国の機関が行う予・警報の種類は、気象庁が単独で行う洪水予報、関東地方整備局と気象庁が共同で行う洪水予報及び国土交通省が行う水防警報がある。

その伝達系統と予警報を次に示す。(法第10条第1項、気象業務法第14条の2)

2 洪水予報・水防警報伝達系統概略図



- ← 気象庁が単独で行う洪水予報
- ← 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報・国土交通大臣が行う水防警報
- ↔ 第1ホットライン (緊急時)

＜参考資料＞ 予警報の種類

気象庁の水防活動に関する予警報の種類（銚子地方气象台）

種 類		発表基準
水防活動の利用に適合するもの	水防注意体制 判断基準	大雨注意報
	水防活動用 気象注意報	
	水防警戒体制 判断基準	大雨警報
	水防活動用 気象警報	
	水防注意体制 判断基準	洪水注意報
	水防活動用 洪水注意報	
水防警戒体制 判断基準	洪水警報	
水防活動用 洪水警報		

- 注) 1. 発表基準欄に記載した数値は、県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。近年、宅地開発等により災害発生が多くなり、今後この数値は変わることもある。
2. 警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続となる。
また、新たな注意報又は警報が発表される時は、これまで継続中の警報は自動的に解除又は更新されて新たな注意報又は警報となる。
3. この基準は、平成 26 年 10 月 9 日現在、銚子地方气象台発表の千葉県北西部東葛飾地域のものである。

関東地方整備局と気象庁が共同で行う洪水予報の種類

種 類	内 容	
〇〇川洪水予報	はん濫注意情報 (洪水注意報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表される。
	はん濫警戒情報 (洪水警報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位(危険水位)に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表される。
	はん濫危険情報 (洪水警報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位(危険水位)に到達したとき速やかに発表される。
	はん濫発生情報 (洪水警報)	はん濫が発生した後速やかに発表される。

注) 1. 洪水予報の種類のうち、()内の記載は気象庁が単独で発表する洪水予報である。

国土交通大臣が行う水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 増水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象庁、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	〇〇川はん濫注意情報(洪水注意報)等により、はん濫注意水位(警戒水位)を超える恐れがあるとき。また水位、流量、その他の河川状況により必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	〇〇川はん濫警戒情報(洪水警報)等により、または既にはん濫注意水位(警戒水位)を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位以下に下降したとき。またははん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

出典：平成 27 年度国土交通省江戸川河川事務所「洪水対策計画書」p.3-7

《 資料-12 》

第4章 情報の収集

水防管理者は、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等（以下「予警報」とする。）の有無にかかわらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

なお、水防注意体制に入ってから、江戸川上流及びその他河川の降水量、増水の状況その他必要な情報を収集し、その結果必要と認めるときは、庁内及び関係機関への通知、又は防災行政無線、広報車及び安心メール等を活用して市民に周知するものとする。

《 資料-11 》

第1節 水位・雨量の観測

1 雨量の観測通報

水防管理者は、国の機関が行う予警報を受けたときは、次に掲げる表及び第2節により、水位・雨量の情報を入手し観測を行う。

2 水位の観測通報

指定河川の水位の確認方法は、本章2節のホームページ「川の防災情報」等による。

観測所 (基準地点)	水系河川名	位置	所管	住所
八斗島	利根川水系 利根川	左岸 58.41 km	利根川上流河川事務所	群馬県伊勢崎市八斗島町
栗橋	利根川水系 利根川	右岸 130.60km	利根川上流河川事務所	埼玉県久喜市栗橋

観測所 (基準地点)	水系河川名	位置	所管	住所
西関宿	利根川水系 江戸川	右岸 58.41 km	江戸川河川事務所	埼玉県幸手市西関宿
野田	利根川水系 江戸川	左岸 39.03km	江戸川河川事務所	千葉県野田市中野台 (江戸川左岸野田橋下流)
大谷口新田	利根川水系 坂川	右岸 1.5km	江戸川河川事務所	千葉県松戸市新松戸

《 資料-10 》

第2節 国・県・市・報道機関等が行う情報提供

情報提供者	提供情報	連絡先
国	国土交通省 「川の防災情報」 ・ 雨量水位情報 ・ レーダー観測情報 ・ 水防警報洪水予報 ・ XバンドMPレーダ雨量情報 等	パソコン： http://www.river.go.jp/ 携帯電話： http://i.river.go.jp パソコン： http://www.river.go.jp/xbandradar/
	銚子气象台 ・ 気象注意報警報等	パソコン： http://www.tokyo-jma.go.jp/home/choshi/
	気象庁	パソコン： http://www.jma.go.jp/
県	「防災気象情報千葉 雨量と河川の水位情報サイト『WINC2』」 ・ 雨量水位観測情報 ・ 気象注警報 ・ 避難判断水位到達情報 等	パソコン： http://chibapref.bosai.info/ 携帯電話：NTT ドコモ： http://chibapref.bosai.info/mobaile/do/ SoftBank： http://chibapref.bosai.info/mobaile/vf/ au： http://chibapref.bosai.info/mobaile/au/
市	流山市防災危機管理課ホームページ及び安心メール ・ 防災マップ ・ 防災情報 ・ 避難勧告等の災害情報 水防対策支援サービス 等	パソコン： http://www.city.nagareyama.chiba.jp/section/seikatuanzen/index.htm 携帯電話： 「テレモ自治体情報」から「流山市」を検索し事前登録が必要 パソコン： http://rc.bosai.info/
その他機関	日本気象協会「 tenki.jp 」	パソコン： http://tenki.jp/
	各報道機関	テレビ・ラジオ

第5章 水防活動

第1節 洪水・浸水（内水）ハザードマップ

市は、洪水予報の伝達方法、避難場所の確保を図るために必要な事項について市民に周知させるよう、洪水ハザードマップを作成する。

また、過去の浸水履歴を記載した浸水（内水）ハザードマップを作成し、両ハザードマップを市民に公表・配布する。

《 資料編-17、18 》

第2節 巡視及び警戒

水防管理者は、出水前より各消防署及び水防団により堤防の巡視に当らせる場合において、水防団自身の安全確保に留意するものとする。

巡視に関し必要な事項は次に定めるものとする。

1 堤防の巡視における注意点

- ア 堤防の表面又は漏水・湧水の状況
- イ 堤防の亀裂の有無
- ウ 堤防や傾斜地周辺の建築物・構造物等の損壊の状況
- エ 周辺における住民及び滞在者の数
- オ 付近の降雨量
- カ その他二次災害予防又は応急対策上参考となる事項

2 重要水防箇所

重要水防箇所は、河川管理者と水防管理者及び水防団等が合同で点検を行うなど、平常時から警戒するとともに、洪水時は、河川の監視及び警戒をさらに厳重にしなければならない箇所である。

なお、重要水防箇所は資料編に示す。

《 資料-1、2 》

3 巡視結果の連絡

巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、直ちに水防管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

連絡を受けた水防管理者は、直ちに江戸川河川事務所及び東葛飾土木事務所に連絡するものとする。

4 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属するものは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの撤去を命ずることができる。(法第21条)

第3節 河川工作物の操作

樋門、樋管の操作の要領は次のとおり。

- ア 水防管理者は、あらかじめ樋門、樋管（以下「河川工作物」という。）の操作員を選定しておくものとする。
- イ 操作員は、河川管理者の定める操作要領等に基づき操作するものとする。
- ウ 水防管理者は、気象条件により出水等が予測されるときは、直ちに河川工作物の点検を操作員に、行わせなければならない。
- エ 水防管理者は、操作要領等に基づき、河川工作物の操作、その他の必要な事項について操作員に熟知させておくものとする。
- オ 河川工作物の所在及び操作員は、資料編に示す。

《 資料-13 》

第4節 水防出動

各消防署及び水防団は、次の区分に応じて、出動する。(法第17条)

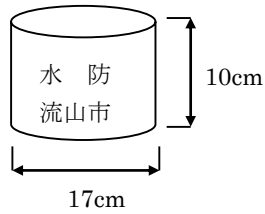
- ア 水防準備体制
直ちに水防に取り組めるよう待機し、連絡体制を整える。
- イ 水防注意体制
第1次又は第2次出動体制で巡視を行う。
- ウ 水防警戒体制
第3次出動体制（全分団）で巡視を行う。
なお出動方法は、水防管理者の定めるところによるものとする。

《 資料-4、5 》

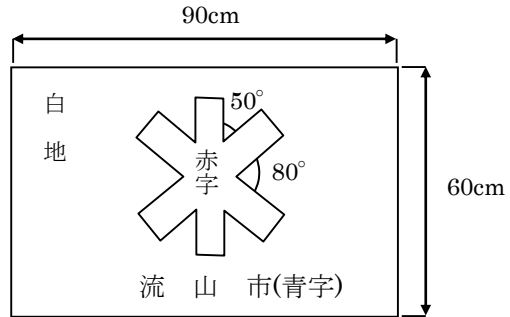
第5節 水防標識

水防標識は次のとおりとする。

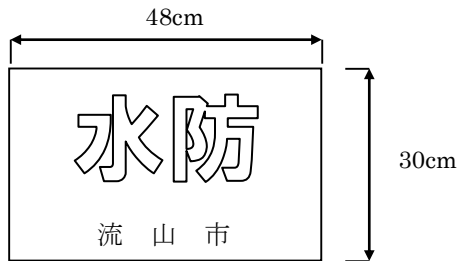
< 腕章 >



< 屯所標旗 >

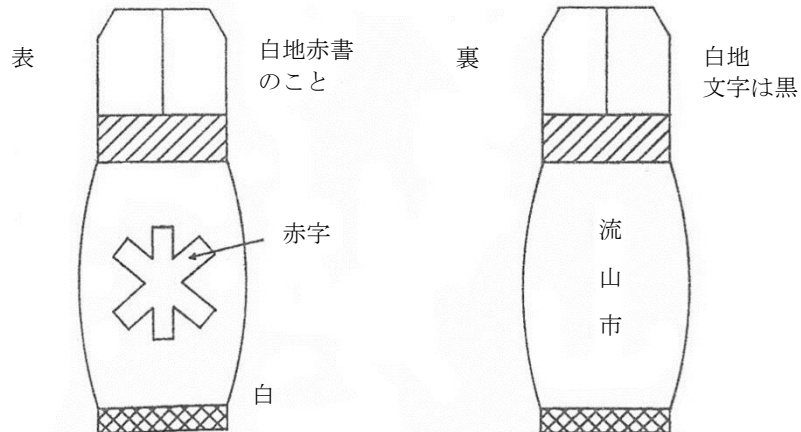


< 車両標旗 >



青地に黄色文字

< 標 灯 >



第6節 水防信号

水防信号は次のとおりとする。

	警鐘信号	サイレン信号
警戒信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒○- 約15秒 休止 約5秒○- 約15秒 休止 約5秒
消防団員 全員出動	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	約5秒○- 約6秒 休止 約5秒○- 約6秒 休止 約5秒
居住者の 出動	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒○- 約5秒 休止 約10秒○ 約5秒 - 休止 約10秒
避難信号	乱 打	○-約1分 5秒休止 ○-約1分

注) 1. 信号は適宜の時間継続すること。

2. 必要があれば警鐘信号、又はサイレン信号を併用することも差支えない。

第7節 水防施設、水防資器材

水防施設及び水防資器材等の詳細は資料編に示す。なお、緊急時において水防資器材に不足が生じる場合、水防管理者、水防団長又は消防長は、公用負担として土石、竹木その他の資材を使用することができる。(法第28条)

《 資料-3、6 》

第8節 輸送

1 輸送車両の確保

水防上の緊急輸送に使用し得る市が保有する車両は、資料編に示すとおりとする。

また、緊急時において当該輸送車両に不足が生じる場合、水防管理者、水防団長又は消防長は、公用負担として一般の自動車を使用することができる。(法第28条)

《 資料-7 》

2 優先通行

知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。(法第18条)

3 緊急通行

水防管理者、水防団長又は消防長は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路、又は公共の用に供しない空き地及び水面を通行することができる。(法第 19 条)

第9節 避難のための立ち退き

洪水・雨水出水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、流山警察署長に通知の上、必要と認める区域の居住者及び滞在者に対し、水防信号あるいは広報車等で、立ち退くべきことを指示する。(法第 29 条)

《 資料-16 》

第10節 決壊の通報並びに決壊後の処置

1 決壊の通報

堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者は、直ちにこれを関係機関に通報しなければならない。(法第 25 条)

これと共に、できる限り早期に災害対策本部に移行する。

2 決壊後の処置

堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。(法第 26 条)

応急対策として、次の事項に配慮し、適切な方策を講ずる。

- ・ 関係機関や市民に周知
- ・ 避難体制の整備
- ・ 土のう積み等の応急工事の実施
- ・ クラック等は、雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆う。
- ・ 樋管・樋門及び排水機場等が機能停止した場合には、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を配置して浸水（内水）の排除に努めるものとする。

第11節 協力応援

1 応援体制

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市町村長若しくは、消防長に対して応援を求めることができる。(法第 23 条)

2 水防体制の強化

水防管理者は、水防のため水防区域の立入禁止、盗難予防、避難立退きのための誘導及び緊急輸送等必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。(法第 22 条)

第12節 費用負担

市内の水防に要する費用は、市が負担するものとする。ただし、他市の水防管理団体等に応援を求め、これに要した費用は、応援を求めた市の負担とする。この費用負担の額及び負担方法は、応援を求めた市と応援を求められた他市の水防管理団体等が協議して定める。

第13節 公用負担

1 公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防長は、次の権限を行使できる。(法第 28 条)

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹、木材、その他資材の使用
- ウ 土地、土石、竹、木材その他の資材の収用
- エ 車両、その他の運搬用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は、その身分を証明する証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要がある場合にはこれを提示しなければならない。

公 用 負 担 権 限 委 任 証 明 書	
第	号
身 分	
氏 名	
上記の者に_____の区域における水防法第 28 条第 1 項の権限の 行使を委任したることを証明する	
年 月 日	
水防管理者	氏 名
	㊟

3 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を 2 通作成して、そのうち、1 通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずるべき者に手渡さなければならない。

公 用 負 担 証 書	
第	号の
負担者	住 所
氏 名	
物件数量 () 負担内容 (使用 収用 処分)
期 間 (年 月 日 ~ 年 月 日)	適 用 ()
年 月 日	
水防管理者	氏名
	㊟
権限行使者 自署	

4 損失補償

公用負担の権限の行使によって損失を受けた者に対しては、流山市は、時価によりその損失を補償するものとする。(法第28条)

第14節 水防活動の解除

水防管理者は、次のいずれかに該当する場合に水防活動解除した時は、関係機関に対して、その旨を報告するとともに、安心メール及び防災行政無線等を活用して市民に周知するものとする。

- ア 指定河川がはん濫注意水位以下に減水し、又は雨水出水の危険のおそれが解消したとき。
- イ 県水防本部（東葛飾土木事務所）から水防解除指令を受けたとき。

第15節 水防報告

1 緊急報告

水防管理者が関係機関に緊急報告すべき事項は、次のとおりである。

- ア 消防機関等を出動させたとき。
 - イ 他の水防管理者に応援を要求したとき。
 - ウ 堤防が決壊、はん濫したとき。
 - エ その他必要と認める事態が生じたとき
- また、必要に応じて河川管理者へ報告するものである。

2 水防てん末報告

水防管理者は、水防が終結した時は遅滞なく次の事項を取りまとめて、水防活動実施報告書次頁様式により県水防本部（東葛飾土木事務所）に、水防記録を作成し、これを保管しなければならない。

- ア 降雨並びに水位記録
- イ 出動並びに水防解除の時刻
- ウ 消防機関等に属する者の出動時間及び人員
- エ 水防作業の状況
- オ 堤防その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- カ 使用資器材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- キ 法第 28 条による収用又は使用の器具、資器材の種類、員数及び使用場所
- ク 障害物を処分した数量及びその事由、並びに除去の場所
- ケ 土地を一時使用した時はその箇所及び所有者名とその事由
- コ 他の水防管理者又は消防長に対して、応援を求めたときはその状況
- サ 居住者出動の状況
- シ 警察官出動の状況
- ス 立ち退き状況及びそれを指示した事由
- セ 水防関係者の死傷
- ソ 殊勲者及びその功績
- タ 雨後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- チ 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況
- ツ その他必要なる事項
- テ 社団法人千葉県建設業協会及び電業協会の協力要請状況

水防てん末報告

水防実施状況概要報告書

(様式1)

(作成責任者)

管理団体名						指定非指定別								
水防実施時の台風又は豪雨名						報 告 年 月 日		平成 年 月 日						
水場防 実施所					日時									
					所	管理団体支出分		県支出分		合 計				
出動 人員 数	水防 団員	消防 団員	その他	計	要 経 費	人件費	円		円		円			
						物件費								
						合計								
水及防 作び 業の工 概要 法	工法				水防 の結 果		堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
						効果	m	a	a	戸	m	m	人	
						被害	m	a	a	戸	m	m	人	
他団体よりの応援の状況														
居住者出動状況														
警察の援助状況														
現地指導者氏名														
水防関係者の氏名														
立ち退きの状況及びそれを指示した理由														
水防功労者の氏名と年齢、所属及びその功労概要														
堤防その他の異常有無及び緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損害状況														
水防活動に対する自己批判														
備 考														

- 注) 1. 各水防管理団体及び現地指導班で水防を行った箇所ごとに作成する。
 2. 各水防管理団体は管轄現地指導班に箇所ごとの報告書に集計表をつけて2部提出すること。
 3. 集計表は本様式を利用し水防実施箇所は箇所数のみを記入する。

(様式2)

水防出動及び実施団体並びに人員調

出動水防管理 団体名	指 定 非指定別	台風名又は 出水期の別	水防実施延人員					適 用
			水防 団体	消防 団体	その他	自衛 隊員	計	
		自 月 日 豪雨 至 月 日	()	()	()	()	()	
		台風 号	()	()	()	()	()	
合 計			()	()	()	()	()	

- 注) 1. 水防実施延人員欄の()書は出動待機を含まない実際に水防作業に従事した人数。
 2. 水防団員とは消防組織ではない水防法第5条に基づく水防団の団員とする。
 3. その他とは、水防法第24条に基づく居住者等の水防従事者等を記載すること。

(様式3)

水防管理団体の水防所要経費調

台風及び 出水別	水防管理団体名	所用経費				適 用
		使用資材	購入器材	人 件 費 (食糧費)	合 計	
		円	円	円	円	
	計					

- 注) 1. 台風及び出水ごとに分類して記載すること。
 2. 所要経費には都道府県及び国よりの支給分を含めないこと。

(様式4)

使用した主要水防資材量調

水 防 管 理 団 体 名	使用した主要水防資材量						適 用
	土のう袋	防 水 シ ー ト	縄	丸 太	鉄 線	そ の 他	
	枚	枚	kg	本	kg		

(様式5)

水防効果（被害防止及び実被害）調

台風及び 出水別	水防管理 団体名	一 般 災 害						土 木 災 害			合 計
		田 (ha)	畑 (ha)	家屋	工 事 その 他 公共施設 等被害額	その他	小計	河 川 被害額	その他 土 木 被害額	小計	
合 計											

- 注) 1. 台風及び出水ごとに分類して記載すること。
2. その他には人畜の被害等を記入のこと。

